

第27回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成25年3月18日(月)新発田市役所別館2階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 抽出工事等の審議について</li> <li>(2) 第28回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</li> <li>(3) その他</li> </ul> </li> </ul>	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 伊藤 秀夫 (弁護士) (出席) 委員 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 丸山 元嗣 (公募委員) (出席) 委員 芹野 暁子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成24年9月1日～平成24年12月31日	
抽出案件	8件(対象工事総件数109件)	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下環受第4号 し尿等下水道投入施設建築工事</li> <li>・下環受第3号 し尿等下水道投入施設プラント電気設備工事</li> <li>・下補第7号 新発田北部処理分区(814他2)管渠工事</li> <li>・特紫補第6号 紫雲寺本町処理分区(381他6)管渠工事</li> <li>・地観受第3号 紫雲寺温泉鉱山パイプライン撤去工事</li> <li>・改老第2号 老朽管更新事業その90工事</li> </ul>
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	
随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教受第8号 市民文化会館舞台音響設備(側面反射板)及び滑車類 改修工事</li> <li>・改市第6号 下水道工事に伴う配水管入替工事</li> </ul>

委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申内容	特になし
その他	傍聴者3名

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>(制限付一般競争入札について)</p> <p>(下環受第4号 し尿等下水道投入施設建築工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この案件は議会の議決が必要と説明があったが、議決が必要になる額はいくら以上か。</li> <li>・この案件について、議会で質問があったか。</li> </ul> <p>(下環受第3号 し尿等下水道投入施設プラント電気設備工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初公告の入札で不調となり、再度公告した入札で前回の入札者を除いた理由は。</li> <li>・予定価格が高いということではないか。</li> <li>・当初公告の入札で不調になり、再度公告している案件であるが、最終的に落札しているということは、企業努力によるものか。</li> <li>・当初と再度公告の入札者では規模に違いがあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格が1億5千万円以上の案件が議会の議決が必要となる。</li> <li>・質問はなかった。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不調となった入札に再度参加できないことにより、競争の危機感を持ってもらい、競争意識を高めている。</li> <li>・設計書の元となる見積りを10者から取り寄せ、見積の最低額を採用している。不調となった際、設計書を見直したが違算はなかった。通常工事に比べて特注品が多いため、このような結果になったと推測される。</li> <li>・当初公告では地域要件を『市内に本社または営業所を有するもの』としていたが、再度公告では『県内に営業所を有するもの』として設定した。そのため、全国展開し県内に営業所を有する大手企業が参加できるようになった。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p>・部品の調達など全国的に展開しているところでは特注であっても、安く発注できることは考えられる。</p> <p>・特殊な工事では市内に本社又は営業所がある業者では難しかったのではないか。</p> <p>・地元優先するのか、経済性を追求するのか。後者を追求すれば新発田市の衰退につながる。痛し痒しである。</p> <p>・再度公告で地域要件を拡大することについては悩ましい問題である。</p> <p>・入札が不調になった場合、業者を入れ替える根拠はどこにあるのか。</p> <p>・考え方によっては、当初の入札者に他の業者を加えた方がより選択層が広がり、安くなる可能性があるのではないか。これまでの方法が絶対的な扱いで良いのか検討の余地がある。</p> <p>・国や県も同じように当初公告の入札が不調になった場合、再度公告入札には参加できないようにしているのか。</p>	<p>・この工事にある配電盤設備、監視制御設備などは現場単品で生産するものである。それらについて業者から見積をとった際、倍以上の開きがあった。安い見積業者は自社で生産できる業者であり、高い見積業者では購入して使う業者であった。</p> <p>・市内の地場産業育成ということで、手順としては、当初公告では市内に本社又は営業所を有する業者を対象とした。結果として不調となり、地域を拡大したものである。</p> <p>・同一案件に何度でも入札ができると、徐々に価格を下げてくる場合も考えられる。公告文書に『不調となった場合は再度公告入札を行うが、今回の入札の参加者は当該再度公告入札に参加できない。』と記載し、お知らせしている。</p> <p>・当初公告の入札に参加した業者は、一度は入札額を積算しており、また、再入札に移行する際には、はじめの入札の最低入札価格を知ることができる。一方、再度公告の入札から参加する業者は一から入札額の積算をしなければならぬことから、競争性、公平性の観点から、再度公告入札には参加できないようにしている。</p> <p>・入札参加業者にランク付けがあれば、まずランクを拡大し、ランクのない工種やランクを最大まで拡大したものは地域要件を拡大している。他では何度でも再入札を行っているところもあり様々である。</p> <p>時間があるのであれば、設計を組みなおし入札しているところもある。</p>

意見・質問	回答
<p>(下補第7号 新発田北部処理分区(814他2)管渠工事)</p> <p>・総合評価の簡易な施工計画の判定では3者で評価するとあるが、採点の基準はあるのか。</p> <p>・個人の主観が入ってくるので、一定の基準が必要でないか。</p>	<p>・工事担当課の課長、課長補佐、係長の三者がそれぞれの視点で評価し、3者の平均点をとっている。基準はない。</p> <p>・個人の主観や先入観が働き判断されると悪いので、施工計画の内容を見る際は、業者名を消して評価している。個人の主観でバラつきがないよう平均をとっており、両極端な採点はない。採点後は、学識経験者に採点の説明をし、目を通してもらい最終的な判断をいただいている。担当課では、3者それぞれが算出した採点のバラつきが大きい場合は、認識に誤解がないか話し合う時間をとっており、最終的に両極端な採点は出ないようにしている。</p>
<p>(特紫補第6号 紫雲寺本町処理分区(381他6)管渠工事)</p> <p>・下補第7号 新発田北部処理分区(814他2)管渠工事の施工延長が265m、この案件では施工延長が478mである。施工延長の短い下補第7号の工事の方が金額が高くなる理由は何か。</p> <p>・入札結果を見ると、入札金額が数十万円単位で上がるように並んでいる。その地域の地</p>	<p>・下補第7号の工事は施工延長265mを約10スパンに分けて施工する工事であり、その接点全てに立坑を設置し、立坑内で機械により管を押しながら管を敷設する工事である。この工事は施工単価が高く時間のかかる工法である。下補第7号では全スパンをこの工法により施工したが、特紫補第6号では170mのみをこの工法で施工し、立坑の穴も浅かったことから金額が安くなったものである。</p> <p>・工事が行われる地域以外の業者が請け負うことがあることから、有利にはたらくよう</p>

意見・質問	回答
<p>元業者が有利にはたらくようなことはないか。</p> <p>(改老第2号 老朽管更新事業その90工事)</p> <p>・入札参加業者の数が少ないが、入札では何者以上参加者が必要か。</p> <p>(随意契約について) (教受第8号 市民文化会館舞台音響設備(側面反射板)及び滑車類改修工事)</p> <p>・見積はどのようにとったのか。</p> <p>・予定価格はどのように決めたのか。</p>	<p>なことはない。</p> <p>・条件を設定する際は10者以上が参加できるように設定しているが、この工事は様々な技術的条件がついており、参加者が少なかったものである。様々な技術要件がついた場合は、発注する段階では参加業者数を把握するのが難しい。誰も申込みがいなかった場合や1者しかいない場合は条件を再検討する必要があるが、複数の参加業者があれば入札を行っている。</p> <p>紙入札では、入札時に他の参加業者と顔を合わせるようになるが、電子入札では、入札結果が公表されるまで参加者数や参加業者名は分からないため、競争はできている。</p> <p>・入札と同じような手続きで、設計書を渡し、日時を指定して、見積書を提出してもらっている。見積金額が予定価格以下であれば契約し、予定価格を超える場合はもう一度見積書を提示してもらっている。</p> <p>・入札と同じように設計書を作成し、設計金額を予定価格としている。</p> <p>設計書の作成にあたっては、3者に見積をとって、最低価格の見積額を採用している。経費等については市で積算している。</p>

意見・質問	回答
<p>・市民文化会館は建設後、このような工事をこれまで行っていないのか。</p> <p>・昨年度の改修工事と同じ業者であったのか。</p> <p>・見積を徴収する際には、同じような業者にこのような仕様だといくらになるのか聞いているのか。</p> <p>・公共施設に、一旦特殊な機器を設置すると、未来まで設置業者に保守管理、改修をまかせなくてはならなくなる。予防策はないのか。</p> <p>(改市第6号 下水道工事に伴う配水管入替工事)</p> <p>・予定価格はどのように算出したのか。</p> <p>・発注課が違うのか。</p> <p>・このような工事は他にあるのか</p>	<p>・築30年以上経っており、昨年度においても舞台昇降設備の改修を行っている。一括で改修するには予算がかかり過ぎるので、年次的に改修している。</p> <p>・建設時の設置業者が当該業者であり、市民文化会館発注の保守メンテナンスもしている。また、昨年度に改修した工事の関連もあるので他の業者では、不具合が生じる恐れがあるため、随意契約としている。</p> <p>・3者ほど見積をとり、見積価格の最低価格を参考にして設計書を作成している。</p> <p>・一度受注した業者が有利にならないよう、設計図書の作成にあたっては、他者からも見積をとり、適正な設計価格になるよう設計し、契約している。</p> <p>・従来の水道工事と同じように設計している。業者からの見積ではなく、積算基準を使い設計額を算出した。</p> <p>本工事は、下水道工事で設置した立坑内の限られたスペースで下水道管と並行して上水道管を設置するものである。立坑の中の限られたスペースで作業するため、下水道工事を受注した同一業者でなくては施工できないものである。</p> <p>・下水道工事と上水道工事で発注課が異なっている。</p> <p>・宅地造成の場合は、上水道工事、下水道工</p>

意見・質問	回答
<p>(2) 第28回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の事案抽出を山田委員長に委任。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田市入札監視委員会事務処理要領により、抽出された工事を決められた書式の中の与えられた情報だけで、入札監視を行っている。これが唯一の方法であるのか。</li> </ul> <p>議論が深まるように、次回の入札監視委員会で運営の仕方などを協議事項として議題に挙げていただきたい。</p> <p>4 閉会</p>	<p>事、ガス工事を同一工事で行うことがある。</p> <p>・次回の委員会の議題に挙げさせていただく。</p>